

武豊町企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の地域活性化を目的とした事業を実施する事業者に対し交付する、企業版ふるさと納税を財源とした武豊町企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業版ふるさと納税 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- (2) 認定地域再生計画 地域再生法第7条第1項に規定する国の認定を受けた武豊町地域再生計画をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、第9条の規定による提案の事業採択があった事業とする。

- (1) 町が定めた認定地域再生計画に記載されている事業に係るもの。
- (2) 企業版ふるさと納税により、事業の完了までに第6条に規定する希望補助金交付額の5割以上の額の財源が確保されているもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を目的としている事業
- (2) 施設、設備を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業
- (3) 第9条の規定による採択事業に係る予算が成立しなかった事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助対象事業とすることが適当でないとする事業

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人格を有する団体とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (2) 団体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の経費項目の欄に掲げる経費の合計から、国、県その他公共団体による補助金等の額及び事業により生じた収入の額を減じた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内で補助対象事業の実施にあたり補助対象者が希望する補助金交付額（以下「希望補助金交付額」という。）を上限とする。ただし、補助対象事業に係る企業版ふるさと納税の額が、希望補助金交付額に満たない場合は、当該企業版ふるさと納税の額とする。

2 補助対象事業に対する補助金は、事業完了の年度に交付するものとする。

(補助対象事業の要件)

第7条 この要綱による補助を受けようとする補助対象事業者は、あらかじめ、町長に対し補助に係る事業を提案し、事業の採択を受けなければならない。

(事業の提案)

第8条 補助に係る事業を提案する補助対象者（以下「事業提案者」という。）は、事業提案書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 事業提案計画書(様式第2号)

(2) 事業提案者に係る登記事項証明書及び定款

(事業の採択)

第9条 町長は、前条の規定による提案の提出があったときは、その内容を別に定める審査会による審査の上、提案事業採択（不採択）決定通知書(様式第3号)により、事業提案者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により採択を決定する場合において、条件を付することができる。

(変更及び中止の届出)

第10条 前条の規定による事業の採択を受けた事業提案者（以下「採択事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採択事業変更・中止届(様式第4号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費又は希望補助金交付額を変更するとき。

(2) 事業の方向性、内容及び期間等に大きな変更があるとき。

(3) 採択事業を中止するとき。

(変更及び中止の決定)

第11条 町長は、前条の届出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による決定をしたときは、採択事業変更・中止承認（不承認）決

定通知書（様式第5号）により、採択事業者に対し通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により変更又は中止の決定をする場合において、条件を付することができる。

（事業変更の指示）

第12条 採択事業者は、採択事業の実施に関し、町長から、公益上の理由等により内容の変更の指示があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該指示に従うものとする。

（採択の取消し）

第13条 町長は採択事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、採択を取り消すことができる。

（1）採択決定を受けた事業の内容に著しい方向性の変更があったとき。

（2）第4条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

（3）偽りその他不正の手段により採択を受けたと認めるとき。

（4）重大な法律違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認めるとき。

（5）前4号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

（寄附者の公募）

第14条 町長は、第9条の規定により採択した事業（以下「採択事業」という。）に対し、企業版ふるさと納税を行う者（以下「寄附者」という。）を公募するものとする。

（採択事業の指定）

第15条 寄附者は、企業版ふるさと納税を充当すべき採択事業を、企業版ふるさと納税に係る採択事業の指定等について（様式第6号）により、採択事業を指定するものとする。この場合において、寄附者は、当該寄附者と関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）にある団体が実施する採択事業については指定することはできないものとする。

2 町長は、寄附者が指定した採択事業について、次に掲げる事由が生じたときは、指定した採択事業以外のものに企業版ふるさと納税を充当することができるものとする。

（1）採択事業者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

（2）企業版ふるさと納税の額が採択事業完了時点で、希望補助金交付額の5割に達しなかったとき。

（3）企業版ふるさと納税の額が採択事業完了時点で、希望補助金交付額を超えたとき。

- (4) 採択事業に係る予算が成立しなかったとき。
- (5) 採択事業の取消しがあったとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、特別な事情等により町長が採択事業を実施すべきでない判断したとき。

3 寄附者は、前項各号に掲げる事由が生じた場合において、当該寄附者がした企業版ふるさと納税の返還を求めることができないものとする。

(交付申請及び実績報告)

第16条 補助金の交付を申請しようとする採択事業者(以下「申請者」という。)は、採択事業が完了した日から30日以内に武豊町企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業補助金交付申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 採択事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業が実施されたことを確認できる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める資料

(交付決定)

第17条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、武豊町企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、武豊町企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業補助金請求書(様式第10号)を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第19条 町長は、申請者が第13条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業等に関する申請、報告及び施行等について不正な行為があったとき。
- (3) 各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により、現に補助金の交付の決定を受けた補助対象事業に係る第18条及び第19条の規定については、同日以後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

経費項目	内容
I. 人件費	・ 人件費
II. 事業費	・ 報償費 ・ 旅費 ・ 賃金 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 使用料及び賃借料 ・ 工事請負費 ・ 財産購入費 ・ その他町長が必要と認める経費
III. 委託・外注費	・ 委託料 ・ 外注費